

■ 期日指定定期預金

平成 24年 12月 10日 現在

商品名		期日指定定期預金												
	(愛称)	スーパー期日												
販売対象		個人の方。												
期間		・ 最長3年 ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。 (ただし、満期日の指定をするときはその1ヶ月前までに通知することが必要です。) ・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。												
預入方法	預入方法	一括預入												
	預入金額	1千円以上3百万円未満												
	預入単位	1円単位												
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻しいたします。												
利息	適用金利	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。												
	利払方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。												
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算												
税金		・ 20%の源泉分離課税が適用されます。(マル優をご利用の場合は除きます。) 平成25年~平成49年の間、「復興特別所得税」が付加された20.315%の源泉分離課税が適用されます。												
手数料		——												
付加できる特約事項		・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・ 本預金はマル優対象商品です。												
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻しいたします。 <table border="0"><tr><td>◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr><tr><td>◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合</td><td>預入時の2年以上の利率×40%</td></tr><tr><td>◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合</td><td>預入時の2年以上の利率×50%</td></tr><tr><td>◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合</td><td>預入時の2年以上の利率×60%</td></tr><tr><td>◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合</td><td>預入時の2年以上の利率×70%</td></tr><tr><td>◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合</td><td>預入時の2年以上の利率×90%</td></tr></table>	◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合	解約日における普通預金の利率	◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%
◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合	解約日における普通預金の利率													
◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%													
◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%													
◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%													
◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%													
◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%													
金利情報の入手方法		店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。												

次頁に続く

前頁から続く

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・ 苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：「お客さまご相談窓口」】 0120-999-349 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.keiji-shinkumi.net</p> <p>・ 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さまご相談窓口」または下記窓口までにお申し出ください。</p> <p>【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。</p> <p>・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</p> <p>・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。</p>